

随意契約理由書

1 案件名称

令和 5 年度 離婚・養育費に関する無料専門相談業務委託

2 契約の相手方

大阪弁護士会

3 随意契約理由

本事業は、離婚・養育費に関する法律的な知識を要する専門的な内容の相談に応じられる体制を整えるため、法的専門知識を有する弁護士に依頼して、市民からの相談に対してアドバイスを行うものである。

委託先である大阪弁護士会は、弁護士法第 31 条第 2 項に基づいて設立された弁護士の指導・連絡・監督などの事務を行なう強制加入団体で大阪を所管する唯一の団体であり、弁護士紹介制度を無料で実施しており、受付弁護士が事案の内容などをヒアリングし、弁護士の紹介を実施するというノウハウを有している。

業務の履行にあたっては「離婚・養育費問題」に対応するために、ある程度の経験や識見を有している弁護士の派遣を受けることが望ましく、また随時の相談対応等において必要な弁護士を安定的に確保するためには、強制加入団体である大阪弁護士会を介して派遣を受けることでその目的が達成できる。

また、本事業について相談案件によっては継続相談が見込まれることになり、その受託による利益を目的とした不適切な入札を招きかねない懸念が生じるが、大阪弁護士会は法律相談に赴く担当弁護士が継続的な法律相談受任を直接行わない体制を構築しており、受託利益を想定した不適切な法律相談が排除できる。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、大阪弁護士会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 ひとり親等支援担当
(電話番号 06-6208-8034)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 5 年度副本管理支援システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

副本管理支援システムが日々安定的に稼働し、常に有用かつ安全なシステムであり続けるよう適切な状態を維持すること、また万が一の障害等に対する予防策及びその際の早期の復旧作業にあたっては、プログラムの仕様を細部まで理解している本システムの開発元である（株）エヌ・ティ・ティ・データ関西でなければ対応ができない。

また、本システムの運用において、システム自体は中間サーバ接続端末上に配置され、システムが使用・生成するファイルは中間サーバ接続端末及び番号制度対応ファイルサーバ内に格納されることになるが、中間サーバ接続端末及び番号制度対応ファイルサーバは本市業務システムの統合基盤上に構成されていることから、環境設定等については統合基盤の保守業者である（株）エヌ・ティ・ティ・データ関西が受託している。統合基盤環境下の保守業務にあたっては環境設定への影響がないことを確認しなければならず、環境設定そのものを熟知していることが望ましい。

以上の要件を勘案し、副本管理支援システム保守支援業務委託を受託できる事業者は（株）エヌ・ティ・ティ・データ関西以外に存在しないため、随意契約により業務委託契約を行う

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課ひとり親等支援グループ
(電話番号 06-6208-8034)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 5 年度児童家庭支援センター運営事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 博愛社 理事長 長野 泰信

3 随意契約理由

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 9 年法律第 74 号）により、被虐待を始めとする様々な児童及び家庭について、市民からの相談等に応じる機関として児童家庭支援センターが創設された。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号）において、児童虐待の早期発見、児童虐待を受けたと思われる児童の迅速かつ適切な保護のため、関係機関及び民間団体との連携の強化、その他児童虐待の防止等のために必要な体制整備に努めることが、国及び地方公共団体の責務とされた。

このような状況を踏まえ、本市としても児童虐待対策の推進計画に基づき、児童相談所（こども相談センター）と連携する児童家庭支援センターを、平成 13 年 4 月 1 日付けで、社会福祉法人博愛社に対して設置認可を行ったところである。

平成 13 年以降、適正に運営されており、大阪市内における児童家庭支援センターの唯一の認可施設であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、社会福祉法人博愛社と「児童家庭支援センター運営事業委託」を随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課（電話番号 06-6208-8058）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和 5 年度施設退所児童等社会生活・就労支援事業業務委託

- 2 契約の相手方
社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会

3 随意契約理由

本事業は、施設を退所し自立生活する予定の児童及び施設を退所した児童について、社会生活に必要な知識の修得や生活技能の指導、必要に応じた助言・指導等を行い、社会生活への適応を容易にするとともに、当該児童の特性を考慮した就業あっせん、個別就業指導及び企業の開拓を行うことにより、児童の社会的自立を促進するものである。

本事業は、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号）第 13 条の 3 の 3（児童虐待を受けた児童等に対する支援）において「国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない」と規定されており、その実施方法については、「社会的養護の課題と将来像への取組」（平成 24 年 6 月）の中で、政令指定都市が所在する道府県では区域を越えて施設入所等の措置が行われることから円滑な支援を行うために連携して行うこととされている。そのために、当事業を実施する大阪府・堺市・本市の三者で同一法人と契約することが望ましい。これらを踏まえて、標記 2 の社会福祉法人を委託先とし、特名随意契約を行う。

事業実施に当たって次の事項が必要とされる。

- 1 児童入所施設、関係機関、職場との連携機能を有すること。
- 2 退所児童や職場との情報交換及び情報発信を行うこと。
- 3 退所児童等に対する理解、専門的な知見、経験を有していること。
- 4 就業あっせんのための有料職業紹介所を有していること。

社会福祉法人大阪児童福祉事業協会は、

- 1 毎年、雇用主懇談会議を開催し、退所児童を採用した雇用主との繋がりづくりを行う等、関係機関、施設、職場との連携機能を有している。
- 2 施設退所児童等に対して情報紙を送付したり、フリールームを開設し相談できる場を提供することで情報の交換及び発信を行っている。
- 3 児童養護施設及び児童自立援助ホームの運営を行っていることから児童福祉施設についての知識が豊富である。
- 4 有料職業紹介所を所持している。

と、本市の条件と合致している。

さらに、当事業のような施設退所児童の指導から就業に至る一貫した自立生活支援を行っていて、施設、児童、職場との連携機能を十分に有しているのは、関西において現時点（令和 5 年 4 月 1 日現在）では、市内に拠点を置く当該法人のみである。

また、当事業を継続的かつ効果的に実施するためには市内に事業者の拠点があることが適当である。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- 5 担当部署
こども青少年局子育て支援部こども家庭課（電話番号 06-6208-8050）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和5年度大阪市緊急母子一時保護事業

- 2 契約の相手方
社会福祉法人 みおつくし福祉会

- 3 特名随意契約理由

大阪市緊急母子一時保護事業は、不測の事態により保護を要する母子を一時的に保護することにより、当該母子の当面の生活安定と自立を図る市単費事業である。

昭和56年の事業開始当初は、主に居所がない等、生活に困窮する浮浪母子を保護し、最低限必要な衣食住を提供してきた。しかし近年では、DV被害を理由とする保護件数が年々増加し、精神障がい・知的障がいを持つケースや児童虐待ケースであるなど、複雑な課題を抱えて保護される母子が圧倒的多数である。抱える課題により、保護中の支援方法及び退所先も様々に変化する。

そのため、本事業の実施にあたっては、母子を保護するための設備を備えていることが必要不可欠である。さらに、二週間という期間の中で母子の心理的ケアを行いつつ問題・ニーズを探り、次の生活へ向けた迅速な支援を行える人的条件が整っていることが必要であることから、実施先としては母子生活支援施設が適当である。

みおつくし福祉会は、市内で母子生活支援施設を運営しており、長年にわたり多種多様な母子ケースに支援を行ってきた実績を持つとともに、就労・保育・健康管理・生活設計など、母子を総合的にサポートできる体制が整っており、本事業の実施を委託するのに最適であるといえる。

以上の理由から、社会福祉法人みおつくし福祉会と委託契約を締結するものとする。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

- 5 担当部署
こども青少年局子育て支援部こども家庭課要保護児童グループ
(電話番号 06 - 6208 - 8050)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度子ども会活動の推進事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市子ども会育成連合協議会

3 随意契約理由書

本事業は、次代を担うこどもたちの健全な育成を目的としており、こどもたちの健全な育成のためには、文化・スポーツ振興活動等を通じて、豊かな情操や、体力、たくましい精神を養うことが必要である。全市の子ども会を対象に事業を行い、実践を通じた活動を行うことで、子ども会活動の基盤を強化するとともに、こどもたちの成長やそれらの活動に必要な指導者の育成力の向上が期待できる。

大阪市子ども会育成連合協議会は、文部科学省の社会教育関係団体である公益社団法人全国子ども会連合会に加盟しており、区レベルで連合体を組織している。各区および各単位子ども会と日頃から連絡協調をして活動している唯一の団体であり、本事業を本市の目的に即して行える団体は大阪市子ども会育成連合協議会以外にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少課青少年企画グループ (電話番号 06-6208-8158)

6 その他

令和5年3月16日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度地域こども体験学習事業にかかる業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪教育文化振興財団
理事長 出海 健次

3 随意契約理由書

本事業は、地域のこどもの健全育成に関わる活動を行う大人が自立して自らの力でこどもに体験学習の機会を提供できるよう支援すること目的に実施している。

地域でこども育成に関わる活動を行う大人及びその大人から指導を受けるこどもが、自然体験、社会体験、文化体験など、さまざまな体験活動や指導プログラムに取り組み、多様なニーズに応じてより効果的な事業内容で実施するためには、毎年、事業内容を工夫して実施する必要がある。また、地域での体験活動の取組を一層活性化するためにも、当該事業と同種事業の企画・運営を実施する実績のある団体や事業者等からのより工夫した内容の提案を取り入れることにより、より一層の効果的な事業実施ができるため、委託事業者の選定手法は、公募型プロポーザル方式を採用した。

契約の相手方については、学識経験者等の委員で構成される地域こども体験学習事業委託事業者選定会議にて意見を聴取し、本市が提示した企画提案仕様書に対する記載内容が具体的であり、効率性、利便性、実効性の高い内容であるとの審査の結果を受け決定した。

また、本市としても当該事業者の企画提案を採用することが適当であると判断したため、上記事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）
（電話番号 06-6208-8180）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市若者自立支援事業（コネクションズおおさか）業務委託

2 契約の相手方

認定特定非営利活動法人 育て上げネット

3 随意契約理由

本業務は、厚生労働省の「地域若者サポートステーション」事業と連携しながら、相談を中心として個々の若者に見合ったプログラムを構築・提供し、継続的に若者の自立を支援するという事業内容である。

実施にあたっては、専門性に裏付けられた相談体制の構築や幅広く相談に応じるためのネットワークの構築、様々な自立段階にある若者に対応したワークショップの企画、運営、継続的支援を可能にする組織体制など、専門的な知識・ノウハウを多大に要する業務であり、その性質及び目的が競争入札に適していない。よって、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、令和2年度に、令和3年～5年度の3年間の事業継続を前提に、契約は単年度契約とし、運営が良好な場合は2回を限度として同一事業者と契約することを可として、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定したところである。

公募時に学識経験者等による選定委員会において意見を聴取した結果、当該事業者は、①若者が抱える課題を十分に認識されており、本事業趣旨・事業目的に沿った企画提案となっている、②独自のプログラムや取り組みも評価することができるとともに、事業の成果についても期待することができる点が特に評価された。

また、大阪市をはじめとした様々な関係協力機関とのネットワークを構築しながら、事業連携実績は十分に認められており、今後も事業の成果を期待することができる。

さらに、令和3年度に引き続き、令和4年度についても、契約条項を遵守して安定した事業運営を行い、コロナ禍においても事業の実施方法を工夫して運用することができている。

事業の年間数値目標についても、令和3年度に引き続き、令和4年度（令和5年1月末実績累計数値）において、全項目達成する見込みとなっており、かつこの間の事業運営においても重大な過失はなく、事業運営は良好と判断した。

以上から、3年目にあたる令和5年度についても、引き続き本法人に委託することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 企画部 青少年課 青少年企画グループ （電話番号 06-6208-8158）

6 その他

令和5年2月17日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

令和 5 年度 大阪市習い事・塾代助成事業に関する包括的業務委託

2 契約の相手方

大阪市塾代助成事業凸版・C F C 共同事業体

(代表者) 凸版印刷株式会社 西日本事業本部

(構成員) 公益社団法人 チャンス・フォー・チルドレン

3 随意契約理由

大阪市習い事・塾代助成事業は、市内居住の小学 5 年生から中学 3 年生の約 5 割を対象に月額 1 万円を上限として、塾代等の助成を行うものであり、本事業に係る業務運用全般を包括的に委託している。(※事業イメージについては、別紙「「大阪市習い事・塾代助成事業」の実施業務イメージ図」を参照)

委託にあたっては、利用者に対するサービスの低下をきたすことなく効率的・効果的に安定した事業運営が行えることが重要であるため、「障害発生時等における緊急体制が構築され、速やかな対応が可能であること」、「不正利用等を防止するための各種対策などを講じることができること」、「万が一、契約期間中に制度改正を行う必要が生じた場合であっても、市民に対して柔軟で円滑な対応ができること」といった条件を満たす必要がある。また、本事業では、利用者に所得制限限度額を設定していることから、申込者等の所得確認のために本市事務管理システムと連携している。そのため、本事業との連携によって、本市システムに影響を及ぼすことなく、また個人情報の取扱いを慎重かつ適切に行うことも必要である。

このようなことから、本業務委託は、この間、平成 25 年度に実施した総合評価一般競争入札で落札した現行事業者が提案・構築した専用 W E B システムや I C カード等をベースとして実施している。

令和元年度に、本業務委託の入札参加の意向について他の事業者ヒアリングしたところ、新たなシステムを構築するには相当の時間と労力、資金、そして、事業執行のための体制確保が必要であり、参入することは困難とのことであった。

このため、現時点において、利用者及び参画事業者等へのサービス低下をきたすことなく安定した事業運用等を行うことができる事業者は、上記の専用 W E B システム及び I C カードの著作権を有し、本事業に必要な体制が既に確保されている大阪市塾代助成事業凸版・C F C 共同事業体のみである。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）の規定に該当するため、本事業体と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（こども育成事業グループ）（電話番号 06-6208-8159）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（A）

2 契約の相手方

一般財団法人大阪教育文化振興財団

3 随意契約理由書

本事業は、学校と地域との協力のもとに、本市の全ての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ることを目的に、市内全市立小学校を活動場所として実施している。

委託事業者の選定は、その事業内容の実施にあたって利用者のニーズや取り巻く課題についての的確に把握し、その実情に見合ったサービスを提供する必要があるため、単に価格による競争入札を行うのではなく、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）で決定することとし、令和2年度に運営・管理事業者の選定を行った。

なお、その選定においては、大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務受託者審査・選定会議での学識経験者等の意見を聴取し、評価点が最も高く、契約相手方として最適であると評価された事業者を選定した。

本業務については、単年度契約であるが、児童の安全・安心な居場所の提供などをはじめとする事業運営全般にわたり安定した運営を行うため、公募選定された事業者が、前年度の委託実績等を考慮のうえ、当該事業者と引き続き委託することがふさわしいと本市が判断した場合、最大2回まで更新できることとするとともに、本市が運営・管理業務委託を継続することが適当でないと認めるときは、期間中であっても契約を行わない条件を付している。

令和5年度の契約については、提案のあった自主学習タイムや読書環境の充実に取組み、保護者からのアンケート結果いきいきへの満足度70%以上となるなど着実に事業を実施し良好な運営を実施していると判断できることから引き続き前年度と同じ事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）
（電話番号 06-6208-8162）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（B）

2 契約の相手方

株式会社セリオ

3 随意契約理由書

本事業は、学校と地域との協力のもとに、本市の全ての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ることを目的に、市内全市立小学校を活動場所として実施している。

委託事業者の選定は、その事業内容の実施にあたって利用者のニーズや取り巻く課題についての的確に把握し、その実情に見合ったサービスを提供する必要があるため、単に価格による競争入札を行うのではなく、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）で決定することとし、令和2年度に運営・管理事業者の選定を行った。

なお、その選定においては、大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務受託者審査・選定会議での学識経験者等の意見を聴取し、評価点が最も高く、契約相手方として最適であると評価された事業者を選定した。

本業務については、単年度契約であるが、児童の安全・安心な居場所の提供などをはじめとする事業運営全般にわたり安定した運営を行うため、公募選定された事業者が、前年度の委託実績等を考慮のうえ、当該事業者と引き続き委託することがふさわしいと本市が判断した場合、最大2回まで更新できることとするとともに、本市が運営・管理業務委託を継続することが適当でないと認めるときは、期間中であっても契約を行わない条件を付している。

令和5年度の契約については、提案のあった自主学習タイムや読書環境の充実に取組み、保護者からのアンケート結果いきいきへの満足度70%以上となるなど着実に事業を実施し良好な運営を実施していると判断できることから引き続き前年度と同じ事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）
（電話番号 06-6208-8162）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（C）

2 契約の相手方

緑・ええまち共同企業体

3 随意契約理由書

本事業は、学校と地域との協力のもとに、本市の全ての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ることを目的に、市内全市立小学校を活動場所として実施している。

委託事業者の選定は、その事業内容の実施にあたって利用者のニーズや取り巻く課題についての的確に把握し、その実情に見合ったサービスを提供する必要があるため、単に価格による競争入札を行うのではなく、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）で決定することとし、令和2年度に運営・管理事業者の選定を行った。

なお、その選定においては、大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務受託者審査・選定会議での学識経験者等の意見を聴取し、評価点が最も高く、契約相手方として最適であると評価された事業者を選定した。

本業務については、単年度契約であるが、児童の安全・安心な居場所の提供などをはじめとする事業運営全般にわたり安定した運営を行うため、公募選定された事業者が、前年度の委託実績等を考慮のうえ、当該事業者と引き続き委託することがふさわしいと本市が判断した場合、最大2回まで更新できることとするとともに、本市が運営・管理業務委託を継続することが適当でないと認めるときは、期間中であっても契約を行わない条件を付している。

令和5年度の契約については、提案のあった自主学習タイムや読書環境の充実に取組み、保護者からのアンケート結果いきいきへの満足度70%以上となるなど着実に事業を実施し良好な運営を実施していると判断できることから引き続き前年度と同じ事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）
（電話番号 06-6208-8162）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（D）

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市東淀川区社会福祉協議会・いたかの地域活動協議会・
新庄地域活動協議会・西淡路地域社会福祉協議会児童いきいき放課後事業共同体

3 随意契約理由書

本事業は、学校と地域との協力のもとに、本市の全ての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ることを目的に、市内全市立小学校を活動場所として実施している。

委託事業者の選定は、その事業内容の実施にあたって利用者のニーズや取り巻く課題についての確に把握し、その実情に見合ったサービスを提供する必要があるため、単に価格による競争入札を行うのではなく、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）で決定することとし、令和2年度に運営・管理事業者の選定を行った。

なお、その選定においては、大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務受託者審査・選定会議での学識経験者等の意見を聴取し、評価点が最も高く、契約相手方として最適であると評価された事業者を選定した。

本業務については、単年度契約であるが、児童の安全・安心な居場所の提供などをはじめとする事業運営全般にわたり安定した運営を行うため、公募選定された事業者が、前年度の委託実績等を考慮のうえ、当該事業者と引き続き委託することがふさわしいと本市が判断した場合、最大2回まで更新できることとするとともに、本市が運営・管理業務委託を継続することが適当でないと認めるときは、期間中であっても契約を行わない条件を付している。

令和5年度の契約については、提案のあった自主学習タイムや読書環境の充実に取組み、保護者からのアンケート結果いきいきへの満足度70%以上となるなど着実に事業を実施し良好な運営を実施していると判断できることから引き続き前年度と同じ事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）
（電話番号 06-6208-8162）